

○ 人材育成

鳥取大学附属病院において、学会認定医などのがん診療を担当する専門的な人材を育成します。

鳥取大学附属病院は、育成した専門的な人材を地域がん診療連携拠点病院に短期的に出張させ、診療支援に当たります。

将来的には、地域がん診療連携拠点病院においては、鳥取大学附属病院のサポートを受けながら、専門的な人材の配置を進めていくこととしています。

○ 地域連携クリティカルパス

鳥取大学附属病院は、県内で使用するためのモデルとして、がんに関する地域連携クリティカルパスを作成し、地域拠点病院に示す。また、同病院は、すでにごんに関する地域連携クリティカルパスを作成・運用している病院・地域の医師を招聘して、地域拠点病院担当者の研修機会を提供します。

地域がん診療連携拠点病院においては、各医療圏において地域連携クリティカルパスを作成します。

イ 各地域がん診療連携拠点病院間の連携

○ 各拠点病院が対応する範囲は、以下のとおりとします。

県立中央病院 … 東部医療圏北部、但馬医療圏一部の診療

鳥取市立病院 … 東部医療圏南部の診療

県立厚生病院 … 中部医療圏全域の診療

米子医療センター … 西部医療圏を中心とした診療

○ 二次医療圏がん診療連携協議会

・ 地域がん診療連携拠点病院において、二次医療圏レベルでのがん診療連携体制を構築するため、「二次医療圏がん診療連携協議会」を設置します。

・ 協議会において議論し、二次医療圏内での医療機器の共同利用を推進します。

○ 圏域内で対応できない特殊ながん

・ 血液がん、皮膚がんなどについては、中部医療圏内に対応できる病院がありません。このため、東部医療圏の拠点である県立中央病院は、これらのがんについて、中部医療圏の医療機関と連携し、適切な患者紹介を行うこととします。

整備方針の決定過程

①検討会の設置

県が推薦病院を決定するに当たり、専門的見地から助言を行う機関として、鳥取県がん診療連携拠点病院推薦検討委員会（以下「委員会」という。）を設置。

委員会は、（社）鳥取県医師会長ほか県内医療保健団体関係者11名により構成。（名簿、設置要綱は資料1）

②病院関係者からのヒアリング

推薦病院を決定するにあたり、国の定める要件及び③に示す県独自要件について、候補病院からその充足状況に関するデータの提出を求めた上で、委員会の中で病院がプレゼンテーションを実施し、直接意見聴取を行いました。

③国の指定要件以外の項目

候補病院について、国の必須要件だけでは絞り込めないことと、候補病院のがん診療の実力を客観的に評価する必要があるため、委員会において協議し、診療体制、研修体制、情報提供体制、治療実績等に関し、県独自の要件を設けました。（詳細は資